

## 老人福祉医療費助成制度実施要綱

### 1 目的

低所得老人の医療費の一部を助成することにより、低所得老人の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

この事業の実施主体は、市町とする。

### 3 定義

- (1) この要綱において「低所得老人」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）による市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する者であって、次のいずれかに該当するもの（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に規定する後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者を除く。）をいう。
  - ア 65 歳に達する日の翌日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から 70 歳に達する日の翌日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）までの間にある者
  - イ 平成 26 年 4 月 1 日以後に 70 歳に達した者
- (2) 医療保険各法とは、次に掲げる法律をいう。
  - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
  - イ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
  - ウ 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）
  - エ 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。他の法律において準用する場合を含む。）
  - オ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）
  - カ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）
- (3) 助成対象者とは、市（町）の区域内に居住する低所得老人で医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者を除く。）をいう。
- (4) 附加給付とは、医療保険各法の規定に基づき保険者または共済組合の規約、定款、運営規則等の規定により、医療保険各法の規定による医療に関する給付（以下「保険給付」という。）に準じて給付されるものをいう。

### 4 助成の範囲

- (1) 助成対象者の疾病または負傷について保険給付が行われた場合において、当該保険給付の額（助成対象者が医療保険各法の規定により一部負担金を支払わなければならない場合にあつては、当該保険給付の額から当該一部負担金に相当する額を控除した額）が当該医療に要する費用の額（健康保険法第 85 条第 2 項に規定する食事療養標準負担額および同法第 85 条の 2 第 2 項に規定する生活療養標準負担額を除く。）に満たないときは、規則で定める手続に従い、当該助成対象者に対し、その満たない額に相当する額（以下「被保険者等負担額」という。）から、次のアまたはイに掲げる者の区分に応じ、アまたはイに定める額（以下「一

部負担金相当額等」という。)を控除した額を老人福祉医療費として助成する。

ア 前条第1項アに規定する者 健康保険法第74条第1項第2号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額および同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者による指定訪問看護(以下「指定訪問看護」という。)を受けた場合にあっては、同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額

イ 前条第1項イに規定する者 高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額および指定訪問看護を受けた場合にあっては、同法第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額

- (2) 前項の規定にかかわらず、当該疾病または負傷について、法令の規定により国または地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときまたは附加給付が行われたときは、その額を控除するものとする。
- (3) 第1項の医療費に要する費用の額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額および当該保険給付に関して厚生労働大臣の定めにより算定した費用の額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。
- (4) 老人福祉医療費は、低所得老人の前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に係る老人福祉医療費については、前前年の所得とする。以下同じ。)が地方税法(昭和25年法律第226号)による市町村民税を課せられていない額を超えるときは、助成しない。低所得老人の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)の前年の所得または低所得老人の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で、主として当該低所得老人の生計を維持する者の前年の所得が、地方税法(昭和25年法律第226号)による市町村民税を課せられない額を超えるときも、同様とする。

## 5 助成の方法

- (1) 老人福祉医療費の助成を受けようとする者は、福祉医療費助成申請書に当該医療に要した費用の額を証する書類、その他市(町)長が必要と認める書類等を添えて、市(町)長に申請するものとし、市(町)長は当該申請に基づき助成するものとする。ただし、市(町)長は、当該助成申請について、老人福祉医療費の助成を行うことが適当でないと認めるときは、助成申請額の全部または一部の助成を行わないことができる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、市(町)長は、助成対象者が滋賀県内の保険医療機関等において医療の給付を受けた場合には、老人福祉医療費として当該助成対象者に助成すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。
- (3) 前項の規定による支払いがあったときは、当該助成対象者に対し、老人福祉医療費の助成があったものとみなす。

## 6 一部負担金相当額等の支払

前条第2項に規定する方法により老人福祉医療費の助成を受ける助成対象者は、一部負担金相当額等を保険医療機関等に支払うものとする。

## 7 助成の期間

- (1) 老人福祉医療費の助成は、次項に定める場合を除き助成対象者となった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその者が助成対象者でなくなった日までの間に受けた医療にかかる老人福祉医療費について行うこととする。
- (2) 助成対象に該当する者が月の中途において本市（町）の区域内に居住することとなった者であるときは、当該居住することとなった日からとする。

## 8 県の補助

低所得老人の老人福祉医療費に係る県の負担について、第3条に定める助成対象者に対し、県は予算の範囲内において市町が実施する本制度による事業のために支出した医療費の額に、次の補助率を乗じた額とする。

- |     |       |     |       |      |       |
|-----|-------|-----|-------|------|-------|
| (1) | 福祉医療費 | 県負担 | 1 / 2 | 市町負担 | 1 / 2 |
| (2) | 請求事務費 | 県負担 | 1 / 2 | 市町負担 | 1 / 2 |

## 9 実施時期

昭和51年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年分の補助金から適用する。ただし、改正後の老人福祉医療費助成制度実施要綱中低所得老人に係る規定については、同年8月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の助成については、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に行われた医療に係る福祉医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 平成26年7月31日までに65歳に達する者であって、70歳に達する日の翌日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）までの間にあるものは、改正後の老人福祉医療費助成制度実施要綱の規定にかかわらず、なお従前の例により老人福祉医療費の助成を受けることができる。
- 4 平成26年4月1日から同年6月30日までの間に70歳に達した者で、70歳に達する日にお

いて改正前の老人福祉医療費助成制度実施要綱（以下「旧要綱」という。）に基づき、老人福祉医療費受給券の交付を受けていたものは、当該受給券の有効期間終了後からこの要綱の施行の日までの間は、引き続き旧要綱第4条に規定する老人福祉医療費の助成を受けることができる。